主 文

被告人を懲役15年に処する。

未決勾留日数中900日をその刑に算入する。

押収してあるプラスチック袋入り覚せい剤結晶粉末2袋(平成13年押第6号符号1,2)を没収する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、広島市内の風俗店で稼働していたAと出会って交際を始め、平成11年7月上旬ころ、広島市〇〇区〇〇丁目〇〇番〇〇号Bビル301号室のA方に転がり込み、以来、Aの長男C(当時6歳)及び長女D(当時4歳)らと同居を始めたものであるが、

第1 同年8月16日ころ,上記Bビル301号室において,虐待の目的で,Cに対し,左前頭部を右手拳で殴打する暴行を加え,よって,同児に加療約1週間を要する頭部打撲,皮下血腫の傷害を負わせ

第2 Aと共謀の上、同年9月26日ころ、上記Bビル301号室において、被告人において、Cに対し、虐待の目的で同児を2重のビニール袋に入らせて同袋の口を真結びにしたうえ、同袋ごと大型スポーツバッグに入れ、同バッグのファスナーを閉めて密封状態にして、Aとともに様子を窺いながら数分間放置する暴行を加え、よって、そのころ、同所において、同児を窒息死するに至らせ

第3 Aと共謀の上、上記第2の犯行の発覚を免れるため、Cの死体を遺棄しようと企て、被告人において、同月27日ころ、あらかじめビニール袋に入れた同児の死体を普通貨物自動車(軽四)に積み、同市〇〇区〇〇町〇〇峠東広島市境界から南西方約450メートル付近道路まで運搬した上、同道路上から同道路下西側斜面に同死体を投げ捨て、もって、死体を遺棄し

第4 上記第3の犯行後,一旦,被告人から逃れて上記Bビル301号室を出たAに復縁を求め、再度、同女らと行動をともにするようになったところ、同年10月12日ころ、広島市〇〇区〇〇町〇〇番〇〇号E旅館301号室において、虐待の目的で、Dに対し、その顔面、腹部を平手及び手拳で多数回殴打する暴行を加えて腹部臓器損傷の傷害を負わせ、よって、そのころ、同所において、同児を上記傷害に基づく失血により死亡するに至らて、でじょうない。

第5 Aと共謀の上、上記第4の犯行の発覚を免れるため、Dの死体を遺棄しようと企て、同日ころ、あらかじめビニール袋に入れた同児の死体を、普通貨物自動車(軽四)に積み、被告人が同車を運転し、Aが同乗して、広島県呉市〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇銀行〇〇支店〇〇出張所南東方約2100メートルにある〇〇山登山道路まで運搬した上、同道路上から同道路下東側斜面に同死体を投げ捨て、もって、死体を遺棄し

第6 平成12年11月28日午前10時15分ころ,広島市○○区○○町○○番○○号○○ビル202号室の当時の被告人方において,フェニルメチルアミノプロパン塩酸塩を含有する覚せい剤結晶粉末約0.641グラム(平成13年押第6号符号1,2)をみだりに所持したものである。

(証拠の標目)

(省略)

(事実認定の補足説明)

- 1 判示第2に関し、検察官が掲げる訴因は、被告人とAがCを判示の密封状態にし、共謀の上、殺意をもって、助けを求めるCの声を無視してそのまま放置し、よって同児を窒息死させて殺害したというものであり、殺人の共同正犯の事実を主張し、弁護人は、被告人にもAにも殺意はなく、また、Aとの間の共謀もなかったとしてこれを争っているところ、当裁判所は、判示のとおり、傷害致死の共同正犯の限度で認定したので、説明を加える。
- の限度で認定したので、説明を加える。 2 Aの供述等関係各証拠を総合して詳細にその犯行に至る経緯及び犯行状況を 見ると、次の事実が認められる。
- (1) 被告人は、平成11年6月上旬ころ、風俗店において、Aと知り合い、間もなく、Aと交際を始めた。そのころ、被告人は、被告人の暴力等が問題となってその妻との夫婦関係がうまくいっていなかった上、同月末ころには、請け負った仕事を怠ったために親会社から仕事をもらえなくなり、不満が鬱積していた。被告人は、同年7月上旬ころから、判示Bビル301号室において、A、C、Dとともに生活するようになってからは、Aから金銭をもらってパチンコをしたり、覚せい剤

を買ったりして無為徒食の生活を続け、一方で、仕事にあぶれてしまっていることや別居中の妻の元に帰れないことなどからますます不満を募らせていた。そして、同月中旬ころには、鬱積していた不満をはらすため、Cに対し、しつけと称して、執拗に説教したり、平手で叩いたり、もぐさを使ってお灸を据えたり、火のついた煙草を押しつけたりするようになった。Aは、これらの事実を知りながら、被告人の機嫌を損ねると被告人と別れなければならなくなるかもしれないことを恐れ、制止することがなかった。

(2)被告人は、同年8月16日ころ、判示第1のとおり、手拳でCの頭部を殴打して傷害を負わせた。この時は、帰宅してそのたんこぶの大きさに驚いたAに接待人の承諾を得て病院に連れて行った。被告人は、その後も毎日のようにCに布を加え続け、かつその態様は、げんこつで顔面を殴ったり、足蹴にしたり、たたきで殴打したり、頭からビニール袋をかぶせ首輪をつけてカーテンレールにかないで殴る蹴るしたりなど、次第に激しさを増していった。また、同月下旬こかない、Cを子ども部屋に入らせて出入口を塞ぎ、食りなどして閉じこめる虐待や、頭上から花火の火の粉を浴びせかけたり、靴イルといるとして閉じこめる虐待や、すりなどの大を引してり、するなどの大をつけたり、背中にティッシュペーパーを貼に頭を入れて水をしたり、するなどの大を用いた虐待を頻繁に繰り返するなどれを使った虐待を頻繁に繰り返するなどしたり、同児自身の尿を飲ませたり、排泄物のついた下着を助いるがぶせたり、首輪をつけてつないでおきその様子をビデオで撮影するなども、

同年9月中旬ころには、被告人が、Cをスポーツバッグに入らせてバッグを浴槽内に置き、バッグがつかるまで水を入れ、バッグを繰り返し水につけたり持ち上げたりしているうちに、Cが意識を失うに至り、被告人が同児をバッグから出して腹を押して水を吐かせるなどしてようやく意識を取り戻させるということがあった。

これら一連の暴行によってCは衰弱していき、同月下旬ころには、やせて あばら骨が浮き出ていて、また、頭や頬が腫れ、顔、手足、背中、尻などの多数の やけどや傷口の皮膚の穴が治らず、そこから膿や血が混じった汁が出ている状態に なり、ほとんど一日中横になっているか座っているかしていた。

(3) Aも、9月ころからは、被告人に指示されると、自ら花火を持ってCに火の粉を浴びせかけたり、被告人がCを水槽に沈めた際に、Cの首につながれたひもを持って同児を上げ下げしたりして同児に対する虐待に直接加担するようになった。このようなとき、Aは、Dを別室に連れて行き、虐待の様子をDに見せないようにしていた。また、Cに対する虐待が発覚するのをおそれて同児を幼稚園に通わせなくなり、同児の実父であるFや自分の父親から電話があっても、家に来ないようにさせるなどして虐待の事実が外部に知られないように配慮していた。

(4) 判示第2の犯行当日である9月26日午前零時過ぎころ、被告人は、Aに命じてDを他の部屋に連れて行かせた後、Cがいた6畳和室において、Cに対し、食事をとるのを禁じられているのに何か食べただろうなどと因縁を付け、激しく殴打するなどの暴行を約30分間加え続けた。その後、被告人は、Aを呼び、バッグとビニール袋を取ってきて、同女の見ている前でバッグの中にビニール袋を入れて口を開け、Cにその中に入るよう命じた。Cは、よろめきながら立ち上がって、自らビニール袋内に入り、正座して身体を丸めた。被告人は、バッグのチャックを閉め、これを持って別の部屋に移動し、Aもこれに従った。被告人は、敷いてあった布団の近くにバッグを置き、被告人とAは、その布団の上に寝ころんだ。

(5)被告人は、Cがバッグ内で酸素不足のためもがき苦しむと考えていたが、予期に反して、そのまま1分間くらい物音がしなかったため、被告人がバッグのチャックを開けて中を見たところ、Cは意識を失っておらず、バッグの外に手を伸ばすなどしていた。被告人は、「こいつ、息をしようる。袋を2重にしたろうよ。」などと言ってもう1枚ビニール袋を取ってきて1枚目の上からかぶせて二重にし、2枚のビニール袋の端を重ねて持って、両端を交差させる結び方で2回結び、再びチャックを閉めた。被告人らは部屋を暗くして、頭をバッグの方に向けてバッグから約1メートルの位置に寝ころび、Cが「G君ごめんなさい。」と言ったのに対して、被告人がAに小声で「静かにしとけよ。」と言うなどして、2人で部屋にいないかのように装った。

Cは、「G君ごめんなさい。G君開けて。」などと繰り返し言って、バッ

グの中で身体を動かすなどしていたが、次第にその声は大きくなっていき、被告人がバッグを閉めてから5分くらい経ったころ、助けを求める声は止み、いびきのようなガアッという大きい音声(以下、「いびき音」という)が七、八秒間あって、途絶えた。Aは、被告人がCを殴ったりし始めてからそれまでの間、何ら被告人に対して反対の姿勢を示さなかった。

(6) いびき音がしなくなると、被告人とAは起きあがり、被告人は、「C死んだんじゃないか」と言って飛び起きてバッグの方に行ってチャックを開け、2人でビニール袋を破ってバッグからCを出して布団の上に寝かせた。被告人とAは、Cに対して計2時間半くらい代わる代わる人工呼吸や心臓マッサージをしたが、Cは息を吹き返さなかった。

3 以上認定した事実に、医師の供述等を加えて検討を加える。

 鑑みれば、被告人は、Cの死が相当切迫していることを認識していながら直ちに救出行為に出なかったものではあるが、その際同児が死に至ることを認容していたと断じるには、なお合理的な疑いが残るというべきである。

よって、被告人に殺意までは認められないところ、前掲関係各証拠によれば、傷害致死の共同正犯の事実は優に認定することができるから、判示のとおりその限度で認定した。

(法令の適用)

(省略)

(責任能力についての判断)

弁護人は、判示第4のDに係る傷害致死の事実について、被告人は性格のかたよりやCを死に追いやったことによるストレス、覚せい剤使用の影響などにより犯行当時情動反応を生じており、心神喪失または心神耗弱の状態にあった旨主張するので、検討する。

Aの供述等関係各証拠を総合すると、被告人は、従前Dに対しては暴行を加えていなかったものの、平成14年10月10日、Dがだだをこねて物をくわえるでしたことに怒って平手で同児の頭を殴ったのを初めとして、翌11日にかけてとに怒って平手で自動車内に残された同児が無断で車外に出たことに怒って東外に出たことに窓ったの暴行を加え、11日夜から12日にかけて、E旅館において、Dが「G君たたくけえ嫌い。」などと言ったことが認められるところ、被告人の、かずない。」などと言ったことが認められるところ、被告人の、などときったことが認められるところ、被告人の、などときった。として行なわれたという点で、了解可能な行動と言える。また、前を使用しているが、10日から11日にかけて、自動車を運転したり、パチンコ店で関地をするなどの行動を問題なく行っているほか、指してが、10日から11日にかけて、自動車を運転したり、パーツ店で買物をするなどの行動を問題なく行っなど合理的な活動と発覚をおそれて同児の遺体をE旅館から運び出して遺棄するなど合理的な活動をとっているのであって、他に本件犯行前後に精神障害をうかがわせるような言動も認められない。

そして、鑑定人Hは、本件犯行当時被告人の判断能力に影響を与えた可能性があると考えられる各要因について検討し、まず、被告人は犯行時反社会性人格障害を有していたと認められるが、これ自体が責任能力に影響するものではながとし、の覚せい剤の長期使用により神経衰弱状態にあったことは認められる否定とに、覚せい剤の長期使用により神経衰弱状態にあったことは認められる否定とし、の影響は一般的な反応にとどまるものであって幻覚妄想などの病的体験は否定されなどし、さらに、情動反応については、これが生じた場合も高熱やてんかん発作れるとし、さる判断をして、さらに、本件においるといえるものの、意識能力は状況にの理解を前提として、ないえるものの、意識能力は状況についる情動反応を生じやされいえるものの、意識能力は状況についる情動反応を生じやとはいえないとは高被告人が犯行当時の状況に別によって、対して、当該監定したが犯行時のにおいて、とは、特神医学において、とは、特神医学においる。とは、精神医学において、とは、特神医学において、おり、と結論付けている。当該鑑定したうえで、被告人と何言とができる。

以上によれば、被告人は本件犯行当時是非善悪を弁識する能力またはその弁識に 従って行動する能力を全く欠いていたと言えないことは勿論、著しく欠いていたと も言い得ないのであって、完全な責任能力を有していたものと認められる。 (量刑の理由)

本件は、被告人が、当時6歳の男児に対して虐待を加えて傷害を負わせ、結局同児を虐待によって死亡させ、その遺体を遺棄した傷害、傷害致死、死体遺棄の事案、その後同児の妹である当時4歳の女児に対して虐待を加えて死亡させ、遺体を遺棄した傷害致死、死体遺棄の事案及び覚せい剤所持の事案である。

傷害及び各傷害致死の事案を見ると、被告人は、妻やその親に暴力をふるったりしたことで妻子と別居し、仕事を失ったことなどで鬱積した不満を有していたことを背景に虐待行為に及んだものであって、身を守るすべもなく逃げ出すこともできない弱者を不満解消のはけ口にしたとしか考えられない理不尽かつ卑劣なものであり、鬱積した不満の原因も、いわば身から出た錆であって、全く酌量の余地はな

い。しかも、男児を死亡させた後、悔い改めるどころか、わずか20日足らずで今度は女児に虐待を加えて死に至らしめたものであって、言語同断である。男児とないては、約2か月間にわたって凄惨な虐待を受けた末に、死の恐怖におののきるどと変息死させられたものであり、女児においては臓器からの出血で死亡するほど繰り返し腹部を殴打されて死亡するに至ったものであって、同児らが死の直が死の直りないた苦痛や恐怖には想像を絶するものがある。子どもらは、将来のあらゆにもである。また、犯行隠ぺいのため被告人らの手によって遺体を山とと東れとである。また、犯行隠ぺいのため被告人らの手によった遺体を山とと東れといれることもなく山中で白骨化たちを失った東東はされいである。また、犯行にあることも親戚らは、子どもたちを失いである。また、犯行にあることも親戚らは、子どもたちを失いである。また、犯行にあるとも親戚らは、子どもたちを失いである。また、別であるのも当然であり、本件が明らかとなって社会に対するともない。また、覚せい剤事犯についたもので、軽視できない。

以上によれば、被告人の刑事責任は甚だ重く、被告人に前科、前歴がないこと、 法廷において自己の責任を自覚して亡くなった子どもたちの冥福を祈る心境に至っていることなど被告人のために斟酌することのできるあらゆる事情を考慮してもなお、被告人に対しては、主文程度の刑をもって臨むのが相当であると判断した。

(求刑-無期懲役,覚せい剤の没収)

平成16年4月7日

広島地方裁判所刑事第一部

裁判長裁判官 田 邉 直 樹

裁判官 飯畑正一郎

裁判官 三澤節史